

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 5 月 26 日	
佐賀県知事 殿	
提出者 住 所 佐賀県鳥栖市轟木町1020-1 氏 名 西日本電気鉄工株 代表取締役社長 田中 英紀 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0942-82-4131	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	西日本電気鉄工株式会社
事業場の所在地	佐賀県鳥栖市轟木町1020-1
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	24 金属製品製造業
② 事業の規模	18億7千万円
③ 従業員数	78名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙②のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	排 出 量	403.840 t	t
	(これまでに実施した取組) ・適切な希釈率の管理 ・めっき治具に付着する亜鉛の量を減少させる為に、めっき治具の材質及び形状の検討を行った。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	排 出 量	500.000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・再めっきの削減 ・引き続き、適切な希釈率の管理とめっき治具の材質及び形状の検討を行う。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
②計画	特になし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.000 t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	全処理委託量	403.840 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.000 t	t
	再生利用業者への処理委託量	403.840 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	全 処 理 委 託 量	500.000t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.000t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	500.000t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.000t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.000t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	特になし		
	【前年度（令和 7 年度）実績】		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	403.84t	
	(今後実施する予定の取組) 令和2年4月より電子マニフェストへ移行済み		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終るまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

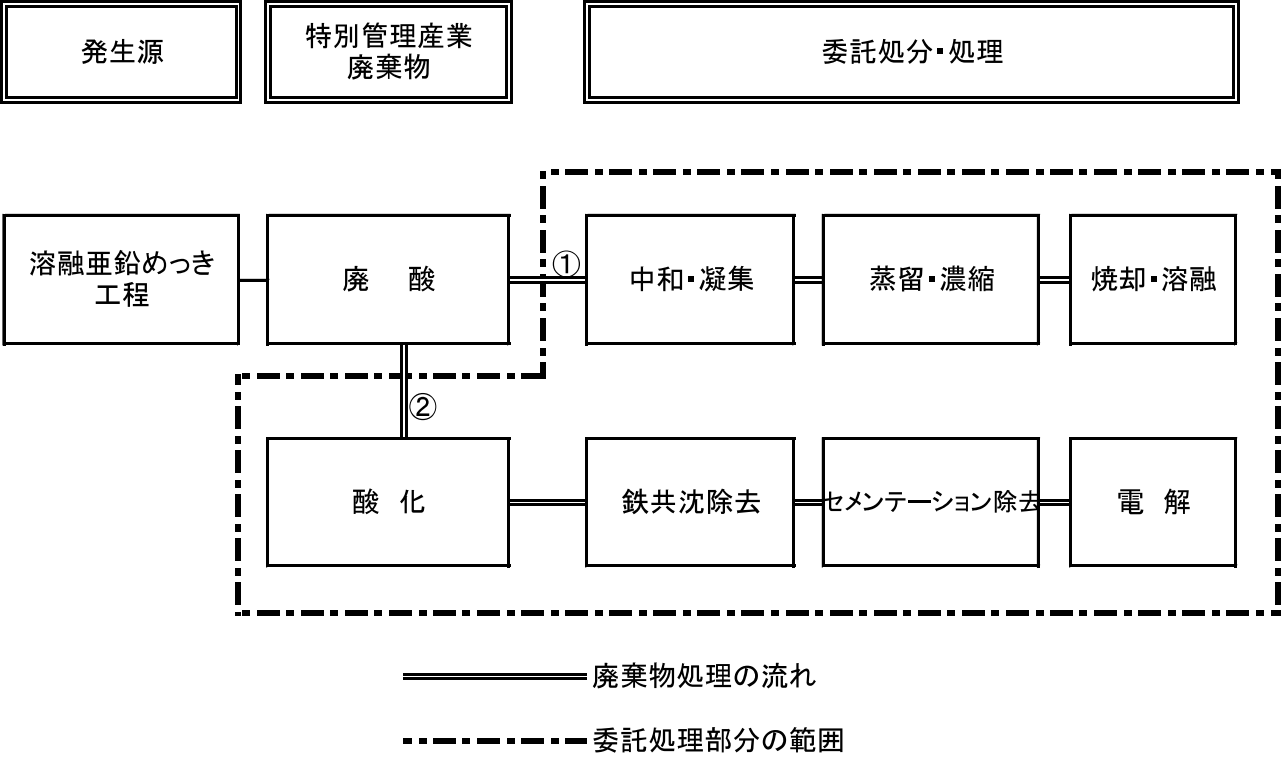
6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



①中和・凝集及び蒸留・濃縮後に発生する汚泥は焼却・溶融され、その溶融スラグは土木・建築材料として再資源化される。

②廃酸中の重金属は「酸化」→「鉄共沈」→「セメンテーション」による処理後、亜鉛及びカドミウムを地金として再資源化する。また、鉄に関しては乾式亜鉛精錬の原料化する。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)

総括責任者		生産本部 : 生産本部長
廃棄物担当		めっき・出荷グループ : グループ長
役割	廃棄物管理責任者 (企画総務グループ長)	・廃棄物関連規定の改廃原案作成 ・廃棄物処理計画の作成
	産業廃棄物 担当グループ長	・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ・監督官庁への各種報告 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・部下の指導助言
廃棄物管理組織(公害防止関連組織) 社 長 ———— 総務営業部 ————— 企画総務グループ 生産本部 公害防止統括者 ————— 公害防止管理者 (生産本部長) ————— 運転管理責任者 (製作グループ長) (めっき出荷グループ長) 産業廃棄物処理責任者 (めっき出荷グループ長)		